

7 長公共北ア第 2 号
令和 7 年（2025 年） 7 月 3 日

長野県公共交通活性化協議会
北アルプス地域別部会構成員 様

長野県公共交通活性化協議会
北アルプス地域別部会長
（長野県北アルプス地域振興局長）

第 7 回長野県公共交通活性化協議会北アルプス地域別部会の
書面開催の結果及び長野県公共交通活性化協議会北アルプス地域別部会
分科会設置要領の制定について（通知）

令和 7 年 6 月 24 日付 7 長公共北ア第 1 号で実施した第 7 回長野県公共交通活性化協議会北アルプス地域別部会の書面開催の結果は下記のとおりです。

これを受けて、長野県公共交通活性化協議会北アルプス地域別部会作業分科会設置要領を別添のとおり制定されました。

記

- 1 書面表決用紙提出構成員数
構成員 30 名のうち、回答者数 19 名（過半数 16 名）

2 書面協議結果

議 案 名	書面協議結果	
	賛成する	賛成しない
分科会の設置について	19	0

以上により、議案について回答した構成員の過半数を超える賛成により原案のとおり可決されました。

- 3 長野県公共交通活性化協議会北アルプス地域別部会分科会設置要領施行日
令和 7 年 7 月 3 日

（問合せ先）

長野県公共交通活性化協議会北アルプス地域別部会事務局
（長野県北アルプス地域振興局企画振興課内）

担当：池上

電話番号：0261-23-6501

電子メール：kitachi-kikaku@pref.nagano.lg.jp

長野県公共交通活性化協議会北アルプス地域別部会 分科会設置要領

(目的)

第1 長野県公共交通活性化協議会北アルプス地域別部会（以下、「地域別部会」という。）の行う所掌事項の内容の個別具体的な検討を行うため、長野県公共交通活性化協議会地域別部会設置要領第6の規定により、北アルプス地域別部会内に次の分科会を設置する。

- (1) 総括分科会
- (2) 分野別分科会
 - ア 通院・通学分科会
 - イ 観光（北部）分科会
 - ウ 観光（南部）分科会

(検討事項)

第2 各分科会は、それぞれ次の内容について検討を行い提案又は報告を行う。

- (1) 総括分科会（地域別部会に提案）
 - ア 長野県地域公共交通計画北アルプス地域編に関する協議等全般
 - イ その他必要な事項
- (2) 分野別分科会（総括分科会に報告）
 - ア 保証すべき輸送サービスの範囲及び形態
 - イ 保証すべき輸送サービスの水準
 - ウ 保証すべき輸送サービスの提供主体
 - エ 保証すべき輸送サービスの提供に公的支援が必要な場合には、公的支援のあり方
 - オ その他必要な事項

(構成)

- 第3 各分科会は、別表1に掲げる団体の実務者を構成員として組織する。
- 2 別表第1に掲げる関係市町村は、別表第2に掲げる市町村とする。
- 3 各分科会は、必要に応じて別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4 各分科会に会長を置き、会長には地域振興局の企画振興を所管する課長を、副会長には会長が指名する者をもってあてる。

(会議)

第5 各分科会は、分科会長が必要に応じて招集し、主宰する。

(事務局)

第6 各分科会の事務局は、地域振興局の企画振興を所管する課に置く。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は分科会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月3日から施行する。

別表 1

所属機関	総括分科会	分野別分科会		
		通院・通学	観光（北部） 大町市・白馬村・小谷村	観光（南部） 大町市・池田町・松川村
・関係市町村	○	○	○	○
・バス、タクシー 事業者等		○	○	○
・利用者代表		○		
・観光関係者			○	○
・地域振興局	○	○	○	○

別表 2

関係市町村				
大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村